平成２３年（フ）第６００号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目10番23号、前住所栃木県宇都宮市氷室町1772番地12
破産者　安藤　諒平
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３１号
栃木県日光市土沢1437番地３、住民票上の住所栃木県日光市今市1381番地１　ドリームハウスⅡ番館103号室
破産者　吉田　洋子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７号
埼玉県草加市栄町１丁目７番１―304号
破産者　秋山　裕一
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
埼玉県さいたま市浦和区高砂１丁目２番１号―510
破産者　株式会社リベラル
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
埼玉県草加市栄町１丁目７番１―304号
破産者　株式会社リバティーベル
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
東京都豊島区東池袋２丁目38番23号ＳＡＭビル902
破産者　有限会社ピーターハウス
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９０号
東京都町田市小山町925番地１エクロジオンⅡ202、開始決定時の住所東京都町田市小山町506番地５
破産者　小田　純也
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９７号
東京都清瀬市松山２丁目５番34号コーポ栄203号
破産者　矢ノ倉　勉
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９８号
東京都清瀬市松山２丁目５番34号コーポ栄203号
破産者　矢ノ倉礼子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４７号
東京都府中市武蔵台１丁目10番地の２
破産者　田口久美子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６５４号
東京都国分寺市泉町１丁目２番４号メゾンＭＫ103
破産者　竹内　宏和
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１２０号
横浜市保土ケ谷区常盤台61番60号
破産者　有限会社成和コーポレーション
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５号
神奈川県平塚市四之宮２丁目４番18―309号
破産者　有限会社オール
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８０号
新潟県長岡市高畑町209番地５
破産者　住友サービス株式会社
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
長野県須坂市大字須坂1326番地
破産者　株式会社牧光学
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
岐阜県高山市松本町109番地
破産者　尾﨑　隆司
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
岐阜県高山市石浦町２丁目181番地
破産者　株式会社ホテルやまいち
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
静岡市駿河区東新田１丁目１番38号
破産者　ライオンズ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８２号
静岡市清水区江尻東１丁目３番29号
破産者　有限会社ガンロードカンパニー
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７号
静岡県下田市５丁目６番58号
破産者　有限会社下田マリンサービス
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第５３号
最後の住所愛知県蒲郡市竹谷町江畑55番地
破産者　亡中島春雄相続財産
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県南あわじ市松帆志知川712番地
破産者　有限会社馬部冷蔵青果
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係